

宇都宮都市計画道路の変更

3・4・1号 宇都宮栃木線

(栃木県決定)

宇都宮都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・4・1 号宇都宮栃木線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延長	構造形式	車線 の数	幅員	
幹線 街路	3・4・1	宇都宮栃 木線	宇都宮市 松原2丁 目	壬生町大 字壬生甲 字下山	宇都宮市 轟田町	約 20,260m	地表式	4車線	20.0m	JR日光線と立体交差 東武鉄道宇都宮線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1箇所 幹線街路3・3・104号外環状線 と立体交差 幹線街路3・3・105号産業通り と立体交差 幹線街路3・5・101号松原鶴田線 と立体交差 幹線街路3・4・911号真岡壬生線 と立体交差 幹線街路3・4・8号六美吾妻線 と立体交差 幹線街路と平面交差17箇所	
	車線数の内訳		2車線			約 4,290m					
			4車線			約 15,970m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

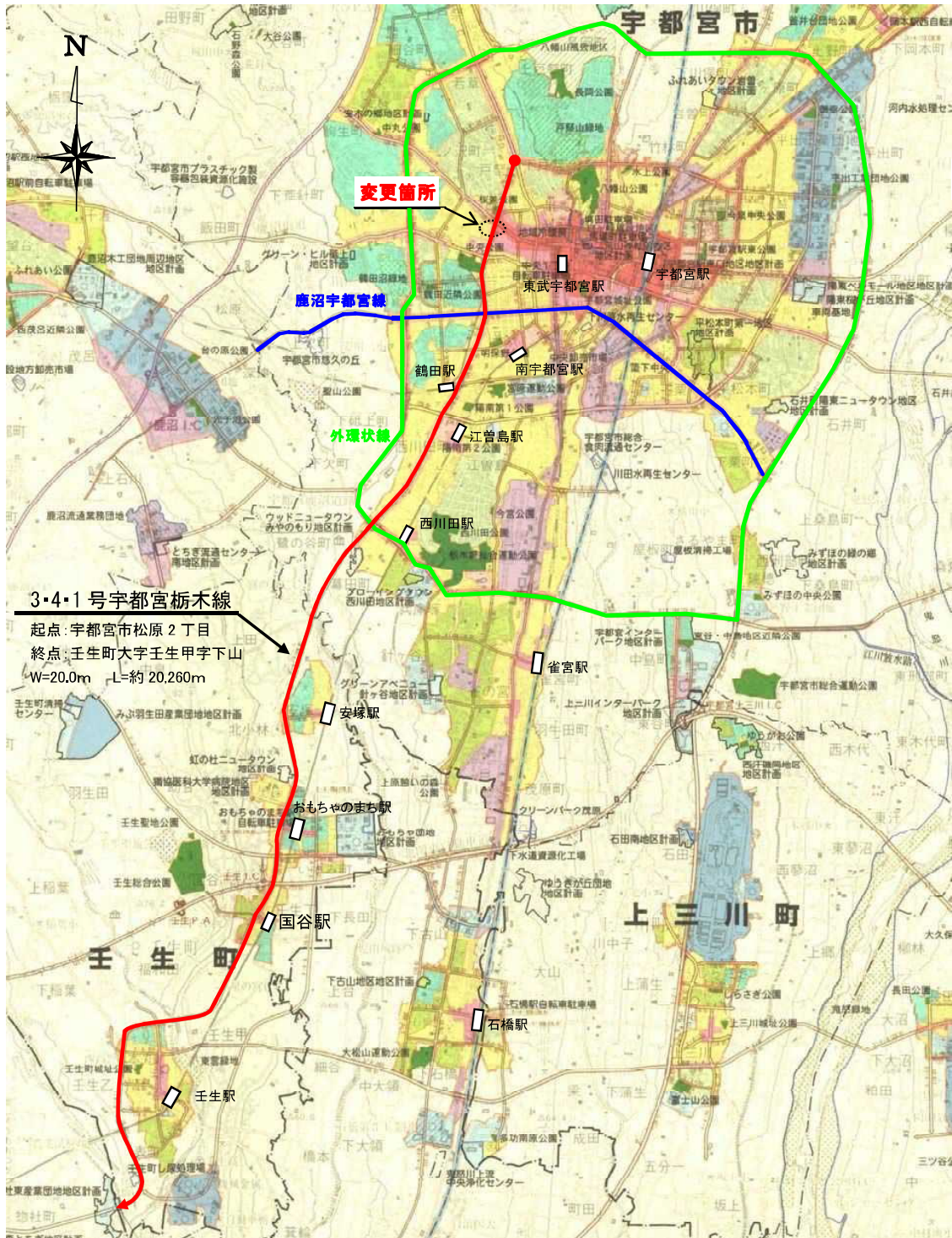
理 由

宇都宮市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、本案のように変更するものである。

新旧対照表

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・4・1	宇都宮栃木線	宇都宮市松原2丁目	壬生町大字壬生甲字下山	宇都宮市暮田町	約 20,260m	地表式	4車線	20.0m	JR日光線と立体交差 東武鉄道宇都宮線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1箇所 幹線街路3・3・104号外環状線と立体交差 幹線街路3・3・105号産業通りと立体交差 幹線街路3・5・101号松原鶴田線と立体交差 幹線街路3・4・911号真岡壬生線と立体交差 幹線街路3・4・8号六美吾妻線と立体交差 幹線街路と平面交差17箇所
	3・4・1	宇都宮栃木線	宇都宮市松原2丁目	壬生町大字壬生甲字下山	宇都宮市暮田町	約 20,260m	地表式	4車線	20.0m	JR日光線と立体交差 東武鉄道宇都宮線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1箇所 幹線街路3・3・104号外環状線と立体交差 幹線街路3・3・105号産業通りと立体交差 幹線街路3・5・101号松原鶴田線と立体交差 幹線街路3・4・4号真岡壬生線と立体交差 幹線街路3・4・8号六美吾妻線と立体交差 幹線街路と平面交差17箇所
	車線数の内訳		2車線			約 4,290m	/			
		4車線			約 15,970m					
					約 15,970m					

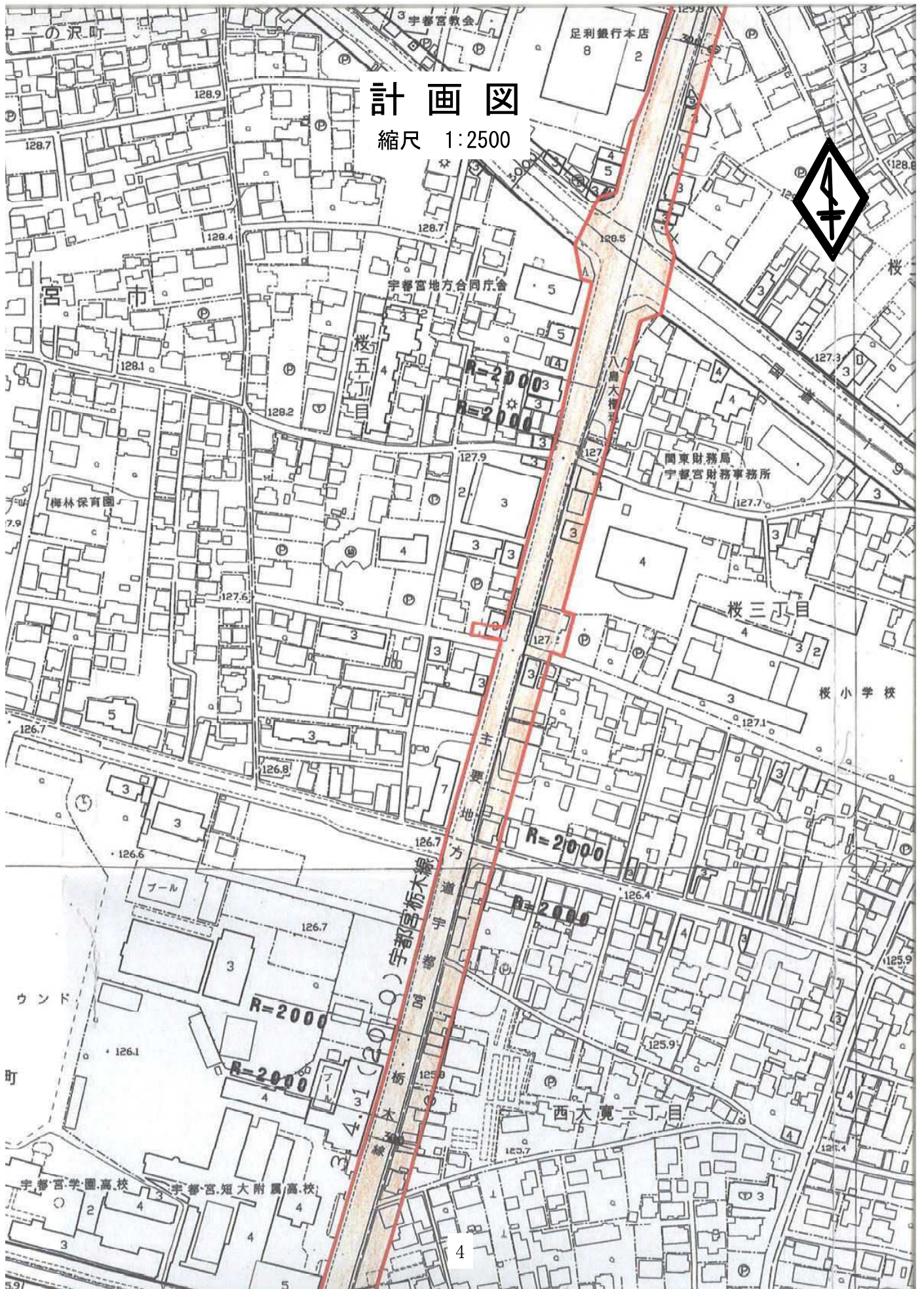
総括図



縮尺 1 : 100, 000

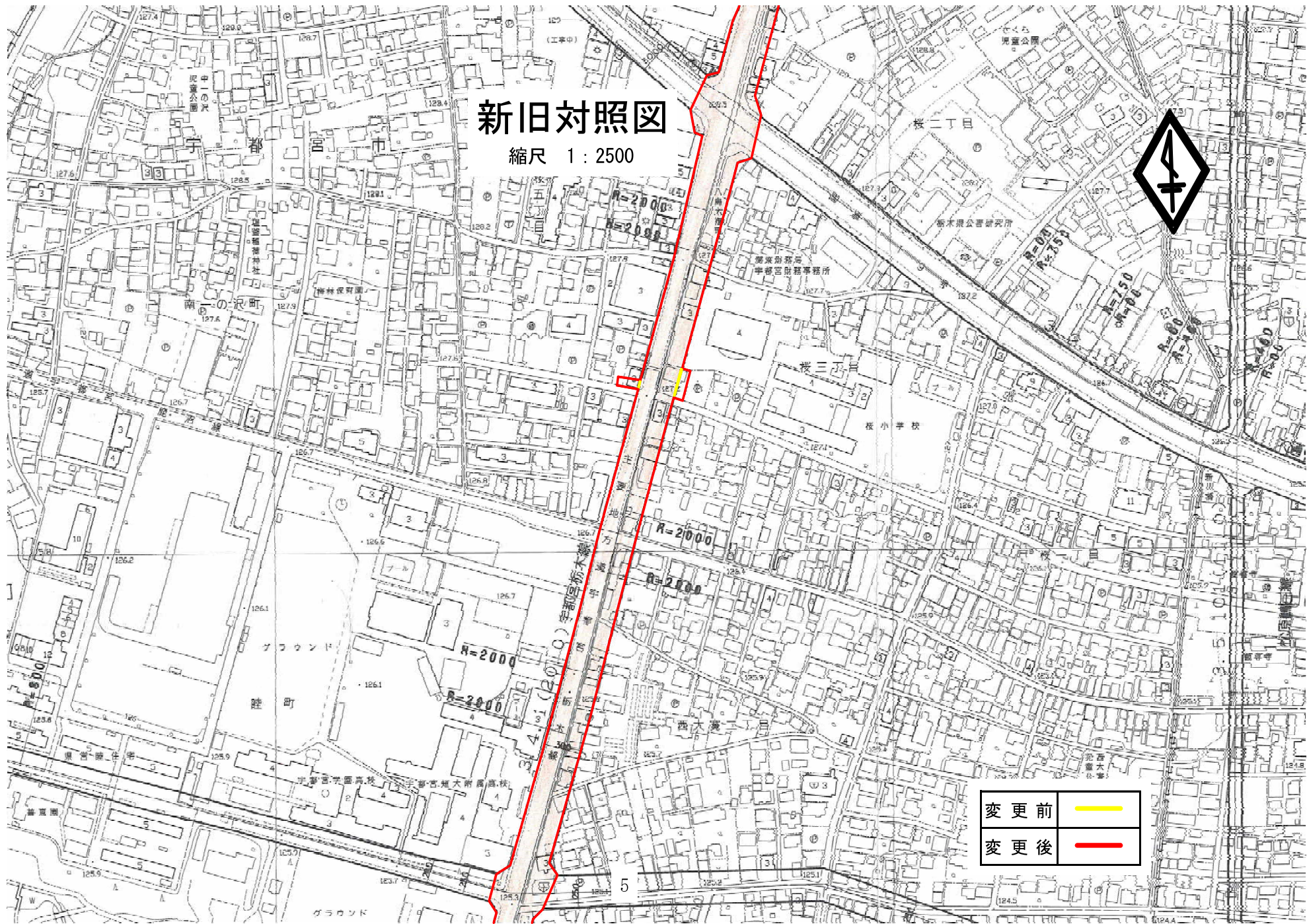
計 画 図

縮尺 1:2500



新旧対照図

縮尺 1 : 2500



変更前	
変更後	

議案第 1 号 宇都宮都市計画道路の変更について（栃木県決定）

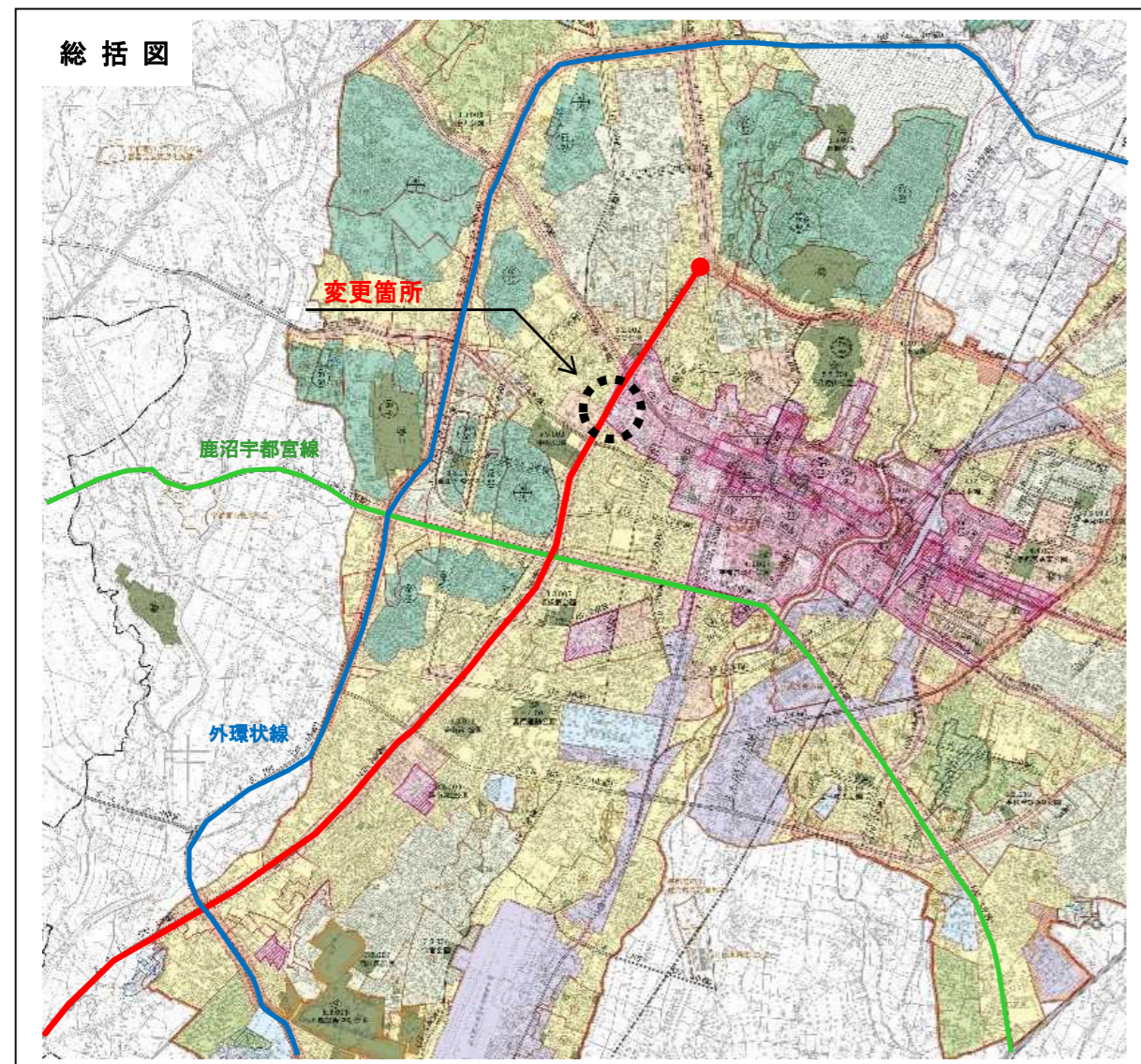
3・4・1号 宇都宮栃木線

1. 都市計画道路 3・4・1号 宇都宮栃木線の現況

3・4・1号 宇都宮栃木線は、宇都宮市松原2丁目を起点とし、下都賀郡壬生町大字壬生甲字下山を終点とする、延長約20,260m、代表幅員20.0mの幹線街路である。

本路線は、宇都宮市の中心市街地における通過交通の迂回と中心部に流入する交通を分散導入させる機能を担う環状道路の一部を構成するとともに、宇都宮市街地と県南地域における都市間を連絡する道路である。

起点から3・3・1号鹿沼宇都宮線交差点までの区間は幅員30.0mで、3・3・1号鹿沼宇都宮線交差点から3・3・104号外環状線交差点までの区間は幅員18.0mで、3・3・104号外環状線交差点からは幅員20.0mで都市計画決定されている。



2. 変更の理由

宇都宮市桜3丁目及び桜5丁目地内で桜小学校の通学路が本路線を横断することから、児童の安全な通学環境を確保するため、横断歩道橋設置に要する区域を追加する。

3. 変更の内容

名称	内容
3・4・1号宇都宮栃木線	横断歩道橋設置に要する区域を追加する

